

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜地域振興部、南部東部振興、教育委員会＞

開催日時 平成28年3月15日（火） 10:02～15:27

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

田尻 匠 委員長

阪口 保 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

西川 ・ 委員

中野 雅史 委員

荻田 義雄 委員

小泉 米造 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事

野村 総務部長

吉田 教育長

一松 地域振興部長

辻本 南部東部振興監

ほか、関係職員

議 事 2月定例県議会提出議案について

会議の経過

○今井委員 それでは、数点聞かせていただきたいと思います。私の予定しております質問は、先生の労働の時間の関係の問題、それに絡んでの部活の問題、そして学校の先生の教科書の問題、それから、これはちょっと言っていないんですが、学校給食の地産地

消の効果がどんなふうにあらわれているのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。それから、地元の巢山古墳の問題、それから、18歳選挙権に伴います学校での投票所の設置の問題、それから、奨学金の回収の未収金回収のが出ておりますので、それに絡んでの問題、それから、南和地域の交通の問題を質問させていただきたいと思います。

最初に、学校の先生の長時間労働の問題でございますけれども、今、働き方のことにもう私は大変こだわっているわけですが、本当に働き方を変えていかないと、これから子供の将来の問題とか少子化の問題とか、それは解決できないなということを非常に感じております。

それで、今、奈良県の学校の先生の働いてる状態がどうなのかということで、2月1日の奈良教育新聞に出ておりました春闘のアンケートの調査の結果を見させていただきました。年々厳しくなる学校の現場、それから労安体制の確立は急務という、そういうような見出しの中で、その中には1日12時間労働は当たり前、きょうは早いなと思って8時に学校を出た。どこまでが教師の仕事なんだろう、長時間労働が蔓延している、このような職場の声が紹介をされております。そんな中で、体がもたないと心配している、感じておられる方は79.4%、これで心の病気になるかもしれないと思っている方が63.9%という、こうした深刻な状況が出ておりました。また、2015年に奈良県の教職員組合の女性部のアンケートをされたのを見させていただきましたけれども、朝出勤する時間ですね、それがその前の年の調査と比べまして、7時半よりも早く出勤しているという人が大変ふえてると。小学校では3倍、中学校では2倍にふえているということです。それから、そしたら帰る時間は何時ぐらいかという、帰る時間が7時半以降がふえておまして、小学校と障害児学校は2倍にふえているというような状況です。

アンケートに答えられた人の中で、前年度妊娠されたという人が33人おられます。妊娠、出産異常というのは、そのうち13人の方が異常があったと。それから、死産や流産になったという方が6件おりました。妊娠された方の2割が死産、流産という数字が出ておまして大変驚いたわけですが、子育てとかいろんな支援とかということをおっしゃってありますが、安定した職場というか、収入も勤務自体も守られている、そういう職場の中で、本当に子供を産みたいと思う人が産めないような実態が起きてるといのは、私は本当に異常だなというふうに感じております。

こうした教員の長時間労働のことについて、県のほうではどのように受けとめておられるのか、心の病で長期で休んでいる方というのは今どれぐらいいるのか、そのことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

教員の場合はどんなに仕事量があったとしても、なかったとしても、教員調整手当というのがついておりますので、4%一律に支給されているわけですが、こういう制度が一般の民間企業に許されるような状況でありましたら、基本給を抑えて4%低くして、4%ふやして、もう全然残業時間つかないということにいくわけでございますので、こうしたこともどこまでが仕事なのかということで問題があるのかなというふうに思います。例えばこの4%という基本給の中で、1日8時間に対してどれぐらいになるかという、大体19分12秒相当の割り増し分だというようなことでございます。

12時間労働は当たり前だとか、3時間は残るのは当たり前だとかという、そういうアンケートの結果から見ますと、毎月60時間、80時間の残業をされているというのは、これは過労死ラインを超えている現状ではないかというふうに思うわけですが、本当にいろいろな施策を出していい教育をしたいということで予算もついておりますが、実際それに当たる先生たちがこういうような状況で、本当にお疲れになっているということについては、私はこのところをやっぱり改善しないといい教育につながらないんじゃないかというふうに今、考えるわけですが、国のほうではこの長時間労働、過労死をなくすというので、労働時間の適切な把握のために使用者が講ずるべき措置に関する基準というのを示しております。使用者の人はその労働時間をちゃんと適切に把握しなきゃいけないということがここに示されているんですけども、学校の先生の場合は、この中に入るのか、先生特別だからこれとは違いますよってということなのか、そのことについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○塩見教職員課長 教員の労働時間の管理についてのご質問に対してお答えいたします。

教員を取り巻く労働環境について、平成24年に公表されましたOECDの国際教員指導環境調査の結果によりますと、1週間当たりの仕事にかかる時間は、調査対象となった34の国、地域の平均が38.3時間であるところ、日本の教員の勤務時間は最も多く、53.9時間となっており、教員の多忙化が指摘されているところです。

その特徴は、授業に使った時間は週18時間と、これは3カ国平均と同程度ですが、放課後のスポーツ活動などの指導にかかる時間が週8時間と、3カ国平均の2時間より突出して多い状況です。教員の勤務時間につきましては、職務の特殊性や勤務の対

応の特殊性から、一般の行政事務に従事する職員と同様な時間的管理が困難な面はありますが、労働基準法は一部の規定を除きまして教員にも適用されることから、校長など管理職は教員の労働時間を適正に把握し、管理する責務を有しています。これまで県立学校においては労働安全衛生管理の一環として、時間外従事時間が月80時間以上の教職員の実人数や勤務実態等を点検し、疲労の蓄積が認められる教職員については当該教職員の申し出を受けて医師の面接指導を実施することとされており、県内小・中学校に対しましても労働安全衛生管理体制が整備されるよう助言や技術的支援等を行っています。

なお、教員の勤務実態の把握につきましては、OECDが実施した調査のほか、文部科学省においても無作為抽出の方法により実施され、教員の多忙化解消の検討資料として活用されてきました。また、来年度は多忙化解消に向けた具体的な対策を検討していくため、教員の勤務実態を含めた県独自の調査を実施することとしています。以上です。

○今井委員 ありがとうございます。来年調査をしていただくということですが、今はあれですか、学校の先生というのは何かどういうふうに出退勤を把握する仕組みになっているのでしょうか。タイムカードとか、そういうのは入っているのでしょうか。その点をお聞かせください。

○塩見教職員課長 タイムカード等はなかったというふうに思います。月80時間以上の勤務を要した人数につきましては、県立学校ではこちらで把握しておりますが、小・中学校につきましてはサービスの管理につきまして市町村がやっておりますので、市町村で対応しているかと思えます。以上です。

○今井委員 この厚生労働省の基準が該当するということでありましたらですね、ここには客観的なデータということで把握をなささいということが示されています。その一つは使用者みずから現認することで確認、記録をするということと、もう一つはタイムカード、ICカードなど客観的な記録を基礎にして確認するというようなことになっておりますので、これから実態を調査されるということですが、そういう適正な管理ということをやっぱりしっかりどういうふうな形にすれば管理というのか、労働時間を把握するという仕組みがどういうふうにしたらいいかということもあわせて、私は検討して進めていただきたいというふうに思っているわけです。

それから、長時間の労働の中で、授業以外のスポーツなどに携わる、いわゆる部活のことだと思えるのですが、そういうところの長時間労働が多いというふうに言われ

ておりますが、部活というのはその先生の仕事、業務との関連ではどんなふうと考えられるのか、全部の先生が部活の顧問という形で、その仕事として配置になっているのか、どういふふうになっているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○塩見教職員課長 部活動につきましては、学習指導要領が定める教育課程には位置づけられておりません。部活動は生徒の任意参加でございます。ですので、部活の顧問という仕事はあくまでも追加的なものだと考えております。以上です。

○今井委員 学校によってもいろいろだと思いますけれども、本当は部活の顧問を受けたくないなと思ってても、周りの先生が皆さん受けて当たり前みたいなことになっておりますと受けざるを得ないというようなことも恐らくあろうかというふうに思います。そのあたり、本当に希望される先生が受ける、受けないという、そういう選択ができるような対策を私はとるべきではないかというふうに思っているわけですが、先ほど山中委員からもお話ありましたが、もっと校外の人材の活用ですか、地域とか、地域のスポーツクラブも奈良県で60カ所ほどにふえたというふうに言われておりますので、そういうような関連もあわせて、こういう部活のあり方というのも私は考えていっていただきたいなというふうに思っているところです。この部活の問題で何か考えておられることがありましたらお尋ねしたいと思います。

○沼田保健体育課長 運動部活動についてでございます。平成20年に改訂されました学習指導要領におきましては、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であると、このように明記されているところでございます。スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであると。また、地域や学校の実態に応じて地域の人々の協力、社会的施設や社会教育関係団体等と、そういった各種団体と連携などを運営上工夫を図りなさいと、このようなことが明記されているところであります。

県教育委員会といたしましては、外部指導者の派遣等を先生方の業務軽減の意味、または専門的な指導者がいない学校等に配置しております。これは平成26年度実績でございますが、中学校39校、39部、高等学校14校、15部、希望のあった市町村または県立学校全てに配置をいたしました。それから、本年度ですが、運動部活動指導の工夫改善支援事業といたしまして、子供のメンタル面、またはコンディショニング、または栄養、こういった観点から指導者に対して適切な運動部活動指導ができるように指導者の指導力向上に努める事業をやっているところでございます。以上でございます。

○今井委員 今でもそのように進めていただいているということですので、ぜひ先生方の負担の軽減をさせるためにもしていただきたいというふうに思います。

このワーク・ライフ・バランスを考える上で、先日ちょっとおもしろい資料を会う機会がありました。厚生労働省が21世紀の成年者縦断調査というので、夫の家事、育児と第2子誕生の相関関係というような表があります。その調査は8年間の間に2人目の子供が生まれたかどうかという調査なんですけれども、夫の家事、育児の時間がないというところでは、2人目ができたというのが99%、1割なんですね。6時間以上応援があるというところでは、67.4%で第2子が誕生しているということでございますので、やはりそうしたワーク・ライフ・バランスですね、それがとれるような先生の働き方というのを私は奈良県でぜひ実現していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、ちょっと私、びっくりしたことがあるんですが、アンケートの中を見ておりましたら、書写の教科書が、教科書会社が変わったというところの方ですけれども、先生の教える教科書は前のままで、子供たちだけがその新しい教科書を使っているというようなのが出てきました。学校というのは先生も生徒も同じ教科書で教えるというのは、もう最低限の原則だと思ってたんですけども、へえ、こんなことがあるのかということで、私もちょっといろいろ知り合いの先生とかに聞きましたら、いや、保健体育のも余り使わないから、もう昔のぼろぼろの使ってるというような話も出てきたりしておりますので、実際その子供に教えている教科書と先生が使う教科書がちゃんと整合性があるのかどうか、そういうことをぜひ県のほうでも調査していただいて、予算が足りないんだったら予算もつけて、もう基本中の基本ですので、それは何とかしていただきたいと思うんですけども、それはどなたに、教育長さんでしょうか。

○吉田教育長 今、先生、教科書が変わったときに教員の教科書は古いままであるっていうのは、ちょっと私、考えられないんですけども、ただですね、古い教科書にいろんなことを書き込んで、あえて使っているっていう先生もおられることは事実でありますけれども、基本的には教科書は変われば先生の教科書も新しい教科書で使用して教えるっていうふうになっているはずでございますので、きちっと調査はさせていただきます。

○今井委員 よろしくお願ひします。その先生は、生徒と同じのでないから使いにくいというふうに言っておりましたので、あえて自分の何かいろんなものを書き込んで使い

勝手がいいから違うというわけではなさそうですので、よろしくお願いします。

それから、学校給食の地産地消、これは農林部のほうの予算になりますけれども、去年、小学校で10円ですか、中学校で20円、月に1回地場のものを使った給食をつくれれば補助が出るというのがありまして、3,500万円ほど予算を組まれてたのが、としその予算がどこを見てもないんですけれども、月に1回、私の地元のほうで調べてましたら、奈良の日という給食の日がありまして、柿の葉ずしを出してもらったり、うちの孫たちに聞いたら大和ののっぺを食べたとか、いろいろ言って、とても何か楽しみにしていた給食だったように思うんですけれども、これについて教育委員会のほうでは、この地産地消の学校給食をどんなふうに思っておられるのかお尋ねしたいと思います。

○沼田保健体育課長 学校給食における地産地消に関するお問い合わせだと思いますが、県産食材を学校給食に活用することや、食に関する指導に取り入れることは、子供たちの地域理解を促し、生産者への感謝の気持ちを育む内容となることから、大変重要であると認識し、各種研修会等を通して県内産食材の活用について啓発はしているところでございます。

現在、全ての公立学校におきまして、主に県産米のコシヒカリが使用されているところであります。米以外の県産物利用は調理側の求める規格、品質、価格等との兼ね合いから、米に比べて地産地消率が低くなっています。この率は文科省は目標値30%を言っておりますが、現在26年度調査では22.4%と、国が言う30%に届いていない状況にあります。今年度は農林部が先生が申されたような事業をやることによって、各学校、県産材を取り入れるチャンスが多くありました。来年度に向けましては、現在、農林部マーケティング課と連携いたしまして、学校給食における地場産物活用促進事業プロジェクトチームを立ち上げまして、県内の小学校の学校給食における地産地消を進めるための検討を新たに行っているところでございます。以上でございます。

○今井委員 いろいろ検討していただくということでありがたいんですけれども、やっぱり実際にお金が出るか出ないかでその実効性が違うと思いますので、またこれは農林部のときにもお話ししたいと思いますけれども、私としてはぜひ存続をしていただきたいという意見を述べておきたいと思います。

それから、教育の関係でいいますと、民間債権回収事業の未収金回収で、高校・大学の奨学金の返還未収金債権というのがことし648万円の予算がついておりますけれども、この債権、どれぐらいの件数で、幾らぐらいの金額、一番大きな債権額っていうの

は幾らぐらいなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○香河学校支援課長 奨学金の民間委託についてでございます。

県教育委員会の所管しております奨学金につきましては、現在、貸与を実施しております高等学校等奨学金のほか、既に貸与を終了しております生徒に対しまして、地域改善対策奨学金、全日制課程等修学奨励金、定時制課程修学奨励金の4制度がございます。これらの未収金についてでございますが、平成26年度の決算額では総計で15億4,000万となっております。返還率につきましては、全体で71.6%となっております。未収金の回収に当たりましては、返還相談会や訪問督促、または休日督促の拡充を初め、現行制度の奨学金の月賦返済者に限りまして実施しておりました口座振替につきましても半年賦の返済者に拡充するなど、取り組みを進めているところでございます。

また、未納者が居所不明であったり遠隔地に居住しているなど、職員では対応し切れない場合がございますので、これらの未収金につきまして、外部の債権回収業者へ委託をいたしまして、民間のノウハウやネットワークを生かし、債権の回収を行っているところでございます。平成26年度につきましては、回収困難な奨学金の債権321件、約1億1,200万の回収を依頼をいたしました。104件、730万の回収が図られたところでございます。平成28年度につきましても、未収金回収委託事業費といたしまして648万円を計上いたしました。約1億5,000万の債権の回収を委託する予定にしております。

また、債権の額ということでございますが、現行制度におきますと、実際の貸与額についてでございますけれども、県立の高等学校に自宅から通っている方につきましては、月1万8,000円、また、私立の学校には3万円という規定がございます。また、貸与の年数につきましては、それぞれ大学の期間ですので、高等学校であれば3年間、高等専門学校では5年間の貸与期間がございます。例えば県立の高等学校であれば1万8,000円掛ける12月の3年ということで、64万8,000円が1人当たりの貸与額になります。また、例えば私立の学校に自宅外から通われている場合ですと3万5,000円が単価になりますので、これで例えば在学期間が一番長い高等専門学校に通っている場合ですと5年間ということになりますので、この場合ですと210万の貸与額ということになってございます。以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。

この奨学金の問題っていうのは、今非常に教育費が高いということで問題になってお

りまして、貸与ではなくて給付制の奨学金をという、そういう声が非常に大きくなって
おります。ことし28年度の予算で、全国ので聞きましたところ、長野県とか沖縄とか、
4県ほどで給付制の奨学金を年間60万円を給付すると。それは県外に出て勉強する、
そういう大学生が帰ってきて、県内に戻ってきて働いてくれるということを条件にして、
そういうような制度を導入したというのを聞いてるんですけども、やはり奈良県でも
県外に行っていっしょやる学生さん、たくさんおります。ちょっとご近所のお母さんと
話をしてましたら、向こうの大学で企業の立ち上げの何かそういうのをつくってしまっ
てるので帰ってこないやというような話も聞いたりしてるんですけども、せっかく
奈良県で勉強した若い人たちがそのノウハウ、いろんなものを生かして県内に戻ってき
て働いてもらえるようなことを、私はこういうような奨学金という制度なども活用して
できたらいいなというふうに思っております。

この回収につきましては、それぞれのやっぱり生活とかがある中で、追い立てられる
ような状況の無理な回収は絶対してはいけないというふうに思っております、貸した
ものですから返してもらうというのは、それは当然のことですけれども、その辺はきち
っとした形でやっていただきたいというふうに思っておりますので、意見を申し上げて
おきたいと思えます。

それから、18歳選挙権ということで、夏の参議院選挙から18歳の選挙権が施行さ
れることとなります。高校生が投票できるようになるわけですけれども、熊本県では、
県内の市町村の選管へ高校の投票所の設置を呼びかけ、大津町の選管がそれに応じた。
期日前投票の期間中の1日を選んで、その2つの学校に投票所を1日ずつ開設して、こ
の町の選管が職員を派遣する。それから、そこに住んでる生徒さんだけではなくて、周
辺の住民の人も投票ができるようにするというような対応をしたということです。

昨年、高校生集会がありましたときに、その後、議員と高校生の懇談会があったとき、
こういうような意見が出てきまして、学校に投票所を設けてくれたら、高校生ですので、
模擬テストがあったりとか、それからいろんなスポーツの試合があったりとかという
なかなか投票に行けないと。だから、そういうような投票所をつくってほしいという生
徒の声なども出ておりました。先生にもお尋ねしたら、そういうのにしてもらえたら助
かるというような先生の意見などもありましたけれども、県の選管が出前講座をされて
いるのを私も高田商業高校が近かったんで、行って傍聴させていただいたんですけれど
も、なぜその選挙に行くのが必要かということを非常にわかりやすく県の選管の方がお

話をされておりました。また、実際の投票所の設定も行いまして、投票箱も行って、こういうような市長さんを選ぶという模擬投票で、AさんとBさんはこういう政策でということシミュレーションしまして、その後、実際に高校生たちが投票するというようなこともやっておりましたけれども、私も奈良県で初めてのこの選挙になりますので、こうした若い人たちの投票率を引き上げるためにも、学校にこの投票所を設けていただきたいなというふうに思ってるんですが、この点につきまして、何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○石井市町村振興課長 県の選挙管理委員会を所管しておりますので、私からお答えをさせていただきます。

委員お述べのとおり、公職選挙法が改正されまして、この夏の参議院議員通常選挙から選挙年齢のほうが満18歳に引き下げられることが見込まれております。この場合、高校3年生のうち、選挙の日までに誕生日を迎える生徒さんにつきましては投票できることになるというところでございます。

一方、投票日当日に用事があって投票できない人は期日前投票を行うことができますが、この期日前投票所につきましては各市町村選挙管理委員会が設置することとなっております。県選挙管理委員会では、市町村がこれまでに設置されている期日前投票所に加えまして、さらに有権者が投票しやすいようショッピングセンターであったり、また駅前であったり、利便性の高い場所に期日前投票所を設置することを市町村選管に呼びかけさせていただいているところでございます。各市町村選挙管理委員会におかれましては、これらの趣旨や、また選挙年齢が引き下がるという新たな状況も踏まえながら、メリット、またデメリット等をしんしゃくして適切に判断をされるのではないかとということ期待しております。

なお、県選挙管理委員会では、先生にもご紹介いただきましたけども、若い世代の有権者としての自覚を高めていくための取り組みといたしまして、今年度、県教委や学校、また市町村選挙管理委員会等と連携協働いたしまして、県内の延べ15校の高等学校におきまして、選挙に関する出前授業や模擬投票を実施させていただきます。これから有権者となる高校生の選挙や政治への関心を高める取り組みということでやらせていただいております。以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。ぜひ積極的に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、巢山古墳の問題なんですけれども、私の地元で巢山古墳がずっと国の特別遺跡ということで、発掘調査がずっと進んでいるわけですが、平成34年までの期間でその調査が行われるということになっております。しかし、その巢山古墳のお堀の水が地元の農業用水に使われるようなこともありまして、農業に関係のない冬場しか調査ができないというようなことがあります。水の水位が上がったり、下がったりするために古墳自体が崩れてきているというようなこともありまして、できたらもっと早く調査ができないかというようなご意見なども伺っておりますけれども、県のほうでこうした文化財の支援整備活用事業とか、文化財保存事業の補助金というのがありますけれども、こうしたのをもう少し投入していただいて、このような整備ができないかということをお願いしたいと思います。

この巢山古墳というのは葛城時代の王の墓だというふうに言われているような墓でございます。これは住宅都市整備公団の開発のときに破壊されるということで、地元の古文化会が中心に保存運動を行い、今の馬見丘陵公園につながっているような場所でございます。この中からはさまざまなものが発掘をされておりまして、船の形の遺跡なども、遺跡っていうのか、木のもので発掘されておりますけれども、これは古事記の仲哀記、忍熊王の反逆の記事に当たる喪船という、亡くなった人を運ぶ船だというふうに見られているというようなものでございまして、こうしたものがもっといろいろ調査をすれば出てくる可能性もあるという宝のような古墳でございますので、ぜひこうした支援などをお願いしたいと思います。その点はいかがでしょう。

○尾登文化財保存課長 ただいま今井委員のほうから巢山古墳についてお尋ねをいただきました。巢山古墳は馬見古墳群の中核をなす大型前方後円墳でありまして、非常に重要な古墳であることについては十分認識をしておりますし、昭和27年に特別史跡に指定されているものでございます。

なお、今、委員お述べのように、巢山古墳の周濠、お堀の部分につきましては、農業用水として使用されておりますので、この分の整備をする場合におきましては、秋から冬というふうな限定的な工事をする必要がございます。

なお、補助の関係等をお話しいただきましたが、この関係につきましては、現在、文化財保存事業費補助金を使いまして、この整備をしているところでございまして、これが平成12年から、先ほどお話がありましたように、平成34年という形になっておりますが、これは先ほど申し上げましたように、工事期間が秋から冬に限定されるという

のが大きな原因であるかというふうに認識をしております。

なお、この文化財保存事業費補助金でございますけれども、最近、文化庁のほうでの予算どりがなかなかうまくいきませんでして、28年度、来年度におきましては奈良県からの要望額に対して40%減という厳しい状況になっておりますので、毎年やっていたいている工事区間を若干短縮して事業を推進せざるを得ないというふうな状況になってございます。申し上げましたように、工期の●・・・●はございますけれども、事業費が縮減することによって事業の進捗がおくれるということを少しでも回避するように、今後とも文化庁のほうに対して国庫補助金の満額いただけるようにというふうな形を強力に要望してまいりますとともに、県費補助金につきましても十分確保していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、南和地域の交通の関係ですけれども、南和医療センターができることになりまして、先日、オープニングが新聞にも載っておりました。それでですね、住民の皆さんは今まで近いところに行っていたのが南和まで行かなきゃいけないということで、足の便のことが大変心配をされております。バスが走るということなんですけれども、そのバスが上市の駅でおろされると。川上の方面から来たら、上市の駅でおろされて、上市から電車に乗って福神に行かなきゃいけないという、病院まで行くバスではないんです。上市の駅はスロープが長くて階段がきついということで、高齢者の方が雨のときに傘を差したり、荷物を持っていくというのは大変ですし、福神の駅はバリアフリーにはなっておりますけれども、駅をおりてから大きな道路を渡ってということになりますので、非常に歩く距離も長いというのがありまして、できれば直接病院の玄関まで行くようなバスをしてほしいというのが要望で上がっております。それについてはぜひ利便性などを検討していただいて、何か改善していただきたいというふうに思いますけれども、もし何か今の時点でわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○辻本南部東部振興監 済みません、南部東部のほうでのエリアでの病院のことですのでお答えさせていただきますけれども、1つは病院へのアクセスということで、市町村との協議会でいろいろ協議されているということは何っております。例えば五條市、あるいは東吉野村でしたら直通の市町村独自でバスを出すなり、あるいは共同で出す、あるいはその乗り継ぎを楽にするようなことをやるということでは聞いておりますけれども、全体、細かいことについては所管のほうで県土マネジメント部なり医療政策部のほ

うでやっておりますので、どうも申しわけございませんが、はい。

○今井委員 わかりました。

それでは、終わります。ありがとうございました。